議定書第二条９(a)中(ii)を(iii)とする。

議定書第二条９(a)(i)の次に(ii)として次のように加える。

(ii)　附属書Ａのグループ Ⅰ、附属書Ｃ及び附属書Ｆに掲げる地球温暖化係数を調整すること並びに調整する場合にはその内容

議定書第二条９(b)中「(a)の(i)及び(ii)」を「(a)(i)から(iii)まで」に改める。

第二条のＪ

議定書第二条のＩの次に次の一条を加える。

第二条のＪ　ハイドロフルオロカーボン

1　締約国は、二千十九年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Ｆに掲げる規制物質の消費量の算定値（二酸化炭素換算で表示されたもの）が、附属書Ｆに掲げる規制物質の二千十一年から二千十三年までの各年の消費量の算定値の平均値に附属書Ｃのグループ Ⅰに属する規制物質の第二条のＦ１に定める消費量の算定値の十五パーセントを加えた値（二酸化炭素換算で表示されたもの）に対して、次の年ごとに定める比率を超えないことを確保する。

(a)　二千十九年から二千二十三年までは、九十パーセント

(b)　二千二十四年から二千二十八年までは、六十パーセント

(c)　二千二十九年から二千三十三年までは、三十パーセント

(d)　(e)　二千三十四年及び二千三十五年は、二十パーセント

(e)　二千三十六年以降は、十五パーセント

2　１の規定にかかわらず、締約国は、二千二十年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Ｆに掲げる規制物質の消費量の算定値（二酸化炭素換算で表示されたもの）が、附属書Ｆに掲げる規制物質の二千十一年から二千十三年までの各年の消費量の算定値の平均値に附属書Ｃのグループ Ⅰに属する規制物質の第二条のＦ１に定める消費量の算定値の二十五パーセントを加えた値（二酸化炭素換算で表示されたもの）に対して、次の年ごとに定める比率を超えないことを、特定の締約国が確保することを決定することができる。

(a)　二千二十年から二千二十四年までは、九十五パーセント

(b)　二千二十五年から二千二十八年までは、六十五パーセント

(c)　二千二十九年から二千三十三年までは、三十パーセント

(d)　(e)　二千三十四年及び二千三十五年は、二十パーセント

(e)　二千三十六年以降は、十五パーセント

3　附属書Ｆに掲げる規制物質を生産する締約国は、二千十九年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Ｆに掲げる規制物質の生産量の算定値（二酸化炭素換算で表示されたもの）が、附属書Ｆに掲げる規制物質の二千十一年から二千十三年までの各年の生産量の算定値の平均値に附属書Ｃのグループ Ⅰに属する規制物質の第二条のＦ２に定める生産量の算定値の十五パーセントを加えた値（二酸化炭素換算で表示されたもの）に対して、次の年ごとに定める比率を超えないことを確保する。

(a)　二千十九年から二千二十三年までは、九十パーセント

(b)　二千二十四年から二千二十八年までは、六十パーセント

(c)　二千二十九年から二千三十三年までは、三十パーセント

(d)　(e)　二千三十四年及び二千三十五年は、二十パーセント

(e)　二千三十六年以降は、十五パーセント

4　３の規定にかかわらず、締約国は、二千二十年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Ｆに掲げる規制物質の生産量の算定値（二酸化炭素換算で表示されたもの）が、附属書Ｆに掲げる規制物質の二千十一年から二千十三年までの各年の生産量の算定値の平均値に附属書Ｃのグループ Ⅰに属する規制物質の第二条のＦ２に定める生産量の算定値の十五パーセントを加えた値（二酸化炭素換算で表示されたもの）に対して、次の年ごとに定める比率を超えないことを、附属書Ｆに掲げる規制物質を生産する締約国が確保することを決定することができる。

(a)　二千二十年から二千二十四年までは、九十五パーセント

(b)　二千二十五年から二千二十八年までは、六十五パーセント

(c)　二千二十九年から二千三十三年までは、三十パーセント

(d)　(e)　二千三十四年及び二千三十五年は、二十パーセント

(e)　二千三十六年以降は、十五パーセント

5　１から４までの規定は、適用が除外されるものとして合意された用途を満たすために必要であると締約国が認めた生産量及び消費量については、適用しない。

6　附属書Ｃのグループ Ⅰに属する規制物質又は附属書Ｆに掲げる規制物質を製造する締約国は、二千二十年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Ｃのグループ Ⅰに属する規制物質又は附属書Ｆに掲げる規制物質を製造する各生産施設において発生し及び放出された附属書Ｆのグループ Ⅱに属する規制物質が、実行可能な範囲において、締約国により承認された技術を用いてその放出と同一の十二箇月の期間内に破壊されることを確保する。

7　締約国は、附属書Ｃのグループ Ⅰに属する規制物質又は附属書Ｆに掲げる規制物質を生産する施設において発生した附属書Ｆのグループ Ⅱに属する規制物質の破壊が、締約国により承認された技術によってのみ行われることを確保する。

第三条

議定書第三条列記以外の部分を次のように改める。

1　締約国は、第二条から第二条のＪまで及び第五条の規定の適用上、附属書Ａ、附属書Ｂ、附属書Ｃ、附属書Ｅ又は附属書Ｆのグループごとに自国についての算定値を次の方法により決定する。

議定書第三条(a)(i)中「各規制物質」を「２に別段の定めがある場合を除くほか、各規制物質」に改める。

議定書第三条に次のように加える。

(d)　附属書Ｃのグループ Ⅰに属する規制物質又は附属書Ｆに掲げる規制物質を発生させる各施設において発生した附属書Ｆのグループ Ⅱに属する規制物質の放出量の算定値については、特に、装置からの漏出、工程における排気及び破壊装置の利用による放出量を含み、使用、破壊又は貯蔵のために回収された量を除く。

2　第二条５、第二条のＪ及び１(d)の規定の適用上、附属書Ｃのグループ Ⅰに属する規制物質及び附属書Ｆに掲げる規制物質の二酸化炭素換算で表示された生産量、消費量、輸入量、輸出量及び放出量を算定する場合には、締約国は、附属書Ａのグループ Ⅰ、附属書Ｃ及び附属書Ｆに掲げる規制物質の地球温暖化係数を用いる。

第四条１の七

議定書第四条１の六の次に１の七として次のように加える。

１の七　締約国は、この議定書の締約国でない国から附属書Ｆに掲げる規制物質を輸入することをこの１の七の規定の効力発生の時から禁止するものとする。

第四条２の七

議定書第四条２の六の次に２の七として次のように加える。

２の七　締約国は、この議定書の締約国でない国に対し附属書Ｆに掲げる規制物質を輸出することをこの２の七の規定の効力発生の時から禁止するものとする。

第四条５から７まで

議定書第四条５から７までの規定中「及び附属書Ｅ」を「、附属書Ｅ及び附属書Ｆ」に改める。

第四条８

議定書第四条８中「第二条のＩ」を「第二条のＪ」に改める。